平成２１年（フ）第１２０号
三重県松阪市小津町465番地２、前住所北海道札幌市中央区南５条西８丁目８番地２
債務者　川尻　優子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２８号
三重県津市美杉町八手俣1230番地
債務者　片岡　恵次
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２号
三重県名張市桔梗が丘西３番町１街区102番地、前住所三重県名張市桔梗が丘西６番町１街区52番地
債務者　勇元　眞照
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第３６９号
兵庫県加古郡播磨町北野添２丁目22番21号矢野荘
債務者　西村　信幸
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３７２号
兵庫県加古川市平岡町土山390番地　平岡団地８―301号
債務者　小池　浩二
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１１１号
鳥取県米子市角盤町４丁目118番地
債務者　木村　　潔
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第６７４号
広島市安佐南区安東３丁目７番２－４号
債務者　白井　博子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６９９号
広島市安佐南区祇園１丁目31番９―102号
債務者　八重本有美（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７７２号
広島市佐伯区八幡５丁目10番15―３号
債務者　松島　範子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８０２号
広島市南区東本浦町26番30―202号ハイム城山
債務者　春山正浩こと　卞　　正浩
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８４３号
広島市安佐南区西原６丁目26番24―101号
債務者　坂村真由美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８４６号
広島市中区舟入南３丁目16番２―304号
債務者　山川　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８５４号
広島市東区矢賀４丁目９番２―103号　ＫＵＢＯＩ矢賀ハイツ
債務者　田房　勝利
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６７号
高知県南国市岡豊町蒲原238番地　県営住宅Ｈ棟105号
債務者　近藤美佐子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３６８号
高知県南国市岡豊町蒲原238番地　県営住宅Ｊ棟102号
債務者　近藤　園美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３７６号
高知市仁井田1221番地
債務者　川上　浩一
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３７９号
高知市愛宕山南町３番地５号　佐藤コーポ301号室、住民票上の住所高知県須崎市大間本町13番22号
債務者　明神　貞美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８１号
高知市鴨部1476番地　明高ビル３Ｄ
債務者　辻岡　秀幸
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
高知地方裁判所破産係